

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書

近年、医療機関で障害者が虐待される事案が見受けられる。平成24年10月1日に施行に施行された、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)により、障害者虐待の防止に関する国民の理解は着実に進み、相談・通報件数は年々増加傾向にある。

しかしながら、現行の法律では、虐待発見時の市町村等行政機関への通報義務は、障害者福祉施設の従業員等による障害者虐待には課されているものの、医療関係における障害者虐待は対象外となっており、多くの事件が発覚することもなく、被害を受けた方も泣き寝入りせざるを得ない状況にある。

このような虐待事件を未然に防止するためには、虐待発見者の市町村等行政機関への通報義務を、医療機関における虐待についても加える必要がある。

よって、本市議会は国に対し、虐待発見時の市町村への通報義務の対象に、医療機関における障害者虐待を加えるよう障害者虐待防止法の改正を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月9日

大和高田市議会